

2024 年度

松山東雲短期大学 科目等履修生に関する確認事項

学則第9条（入学の資格）に準じる

共通カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ・授業運営上、受講者数に制限がある授業科目を履修する場合など、受け入れの可否は授業担当者の判断による。
保育科専門科目	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼稚園教諭二種免許状」 実習は本学の卒業生に限る。 「学力に関する証明書」を発行することができる。 ・「保育士資格」 実習は本学の卒業生に限る。 本学で修得した単位のみ「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目証明書」を発行することができる(幼稚園教諭免許を有する者に限る)。本学の卒業生で、不足分の教科目をすべて修得した場合は、「保育士養成課程修了証明書」を発行することができる。
現代ビジネス学科 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として選択科目を履修可能とするが、以下の科目については受け入れない。 ビジネスインターンシップⅠ、ビジネスインターンシップⅡ、診療報酬請求事務Ⅰ、診療報酬請求事務Ⅱ、メディカルオペレータ演習、キャリアアップ講座の授業科目 ただし、授業運営上、受講者数に制限がある授業科目を履修する場合、受け入れの可否は授業担当者の判断による。
食物栄養学科 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士免許は、科目等履修生による履修では取得できない。 ただし、本学食物栄養学科及び生活科学科食物栄養専攻の卒業生が、規定単位数を履修しないで卒業し、後になって本学において現行の教育の内容に照らし不足単位を補った場合は、栄養士免許を取得することができる。〔栄養士養成施設指導要領について（平成22年 3月31日健 発0331 第29号）〕 [原則受け入れない科目] ・栄養士必修科目のうち、演習、実験、実習科目 ・本学における栄養士免許証取得に関する細則「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」に該当する科目 ただし、本学食物栄養学科及び生活科学科食物栄養専攻の卒業生が栄養士免許取得のために履修する場合はこの限りではない。 [受け入れ検討科目] ・本学における栄養士免許証取得に関する細則「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」に該当する科目 ・専門選択科目(栄養士必修科目を除く)